

農地法の定めにより

農地の権利移動・転用等には手続きが必要です

■問合せ

役場経済課内農業委員会事務局 ☎ 029-885-0340



農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

農地の権利移動

をするとき

農地法では、國民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

-
-
-
-
-
-

▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの

次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地のすべてを耕作すると認められない場合
- ・取得者の耕作面積が現在耕作している面積と取得する面積を含め5千m²に満たない場合

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、農地法第3条の規定により、その農地の所在する農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けていない農地の売買は効力が生じないとされています。

- ・農地を効率的に利用すると認められない場合
- ・周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

許可が受けられないとしても、許可が受けられる場合、対価を支払ったとしても、それで、対価を支払ったとして認められないので、対価を支払ったとしても、許可が受けられない

農地の転用

をするとき

その前日または前々日)までに、申請のあつたものを翌月の定期総会で協議します。

◇申請の受付 毎月25日(25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日)までに申請を受けます。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出受理書が通知され、許可を受けなくても転用することができます。

美浦村農業委員会の定期総会は、原則、毎月10日に行っています。

-
-
-
-
-
-

農地の改良

をするとき

事業内容により他法令にも該当する場合があります。

各申請について、申請に必要なもの等の詳細については、役場経済課内農業委員会事務局 ☎ 029-885-0340 (内線211)へお問い合わせください。

農地の改良とは、農地の効率的な利用を図るために、現に耕作している農地を盛り土、削土、施肥等により、形質を変更する一連の行為のことを行います。

農地の改良を行う場合には、事業を実施する1カ月前までに、その農地の所在する農業

場合や、罰則規定の適用を受ける場合もあります。

▼農地法第4条申請

所有者自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の申請となります。

農地を相続(遺産分割、包括贈与含む)、時効取得等で、農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。

農地の相続

をするとき

農地を相続(遺産分割、包括贈与含む)、時効取得等で、農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。

